

認定こども園の認定の基準を定める条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 68 号

認定こども園の認定の基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。

(認定こども園の種類)

第 2 条 この条例における認定こども園の種類は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園
- (2) 幼稚園型認定こども園
- (3) 保育所型認定こども園
- (4) 地方裁量型認定こども園

2 幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該施設を構成する保育所において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。
- (2) 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

3 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 幼稚園であって、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に該当する者に対する保育を行うもの
- (2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。

イ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

4 保育所型認定こども園は、保育所であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

5 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

(職員配置)

第 3 条 認定こども園には、満 1 歳に満たない子どもおおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない子どもおおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の子どものうち幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どものうち保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむ

ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上の保育に従事する者を置かなければならない。  
この場合において、当該保育に従事する者は、常時、2 人を下回ってはならない。

- 2 満 3 歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の 4 時間程度の利用時間について、満 3 歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）を少なくとも 1 人以上置かなければならない。この場合において、1 学級の子ども数は、原則として 35 人以下とする。

（職員資格）

- 第 4 条 前条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満 3 歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第 18 条の 4 に規定する者をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。
- 2 前条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満 3 歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項又は第 4 項に規定する免許状をいう。以下「幼稚園教員免許状」という。）及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該保育に従事者とすることができる。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であってその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められる場合に限り、学級担任とすることができる。
- 4 第 2 項ただし書の規定にかかわらず、満 3 歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって保育士の資格を有する者を当該長時間利用児の保育に従事者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であってその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力をしていると認められる場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事者とするすることができる。
- 5 認定こども園の長は、認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

（施設設備）

第 5 条 幼保連携型認定こども園又は第 2 条第 3 項第 2 号に該当する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等は、それぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる基準を満たす場合は、この限りでない。

- （1）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- （2）子どもの建物等間の移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園の園舎の面積（満 3 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第 4 条第 1 項の申請の際幼稚園又は保育所等である施設をいう。以下同じ。）について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第 4 項本文（満 2 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第 8 項）の規定に適合するときは、この限りでない。

1 学級	180 平方メートル
2 学級以上	320 平方メートル＋（学級数－2）×100 平方メートル

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の子どもの数に 1.98 平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。ただし、満 3 歳以上の子どもについては、既存施設について幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積（満 3 歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳に満たない子どもの保育

の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が、第2項の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上である場合は、この限りでない。

- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設について幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園若しくは地方裁量型認定子ども園の認定を受けようとする場合であつて第1号に掲げる基準を満たすとき、又は幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園若しくは地方裁量型認定子ども園の認定を受けようとする場合であつて第2号に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

- (1) 満2歳以上の子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積に、満2歳以上満3歳に満たない子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

2学級以下	$330 \text{ 平方メートル} + (\text{学級数} - 1) \times 30 \text{ 平方メートル}$
3学级以上	$400 \text{ 平方メートル} + (\text{学級数} - 3) \times 80 \text{ 平方メートル}$

- 6 幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園にあつては、次に掲げる基準を満たすときは、当該認定子ども園の付近にある適当な場所をもって第3項の屋外遊戯場に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用することができる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 当該場所の面積が前項の規定に適合するものであること。

- 7 第3項の規定にかかわらず、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園にあつては、当該認定子ども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、知事が定める要件を満たす場合であつて、当該認定子ども園外で調理し、搬入する方法により行うときに限り、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該認定子ども園において行うことが必要な加熱による調理、保存等のための設備を備えなければならない。

- 8 認定子ども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第3項の規定により認定子ども園に設けなければならないこととされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子どもの数に1.65平方メートルを乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第6条 認定子ども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関して別に定められたものをいう。以下同じ。）に基づかなければならない。

- 2 認定子ども園は、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体的に発揮することを基本として、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を勘案して知事が定める目標が達成されるよう教育及び保育を提供しなければならない。
- 3 認定子ども園における教育及び保育は、前項に規定する基本及び目標に加え、認定子ども園に固有の事情として配慮すべき内容として知事が定めるものを含むものでなければならない。
- 4 認定子ども園は、前項に規定する事情を踏まえつつ、認定子ども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にするとともに、教育及び保育を一体的に提供するため、知事が定める事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ有する教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、かつ、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成して、適切に教育及び保育を提供しなければならない。
- 5 認定子ども園は、園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境に関し知事が定める事項に留意しなければならない。
- 6 認定子ども園は、日々の教育及び保育に関し知事が定める事項に留意しなければならない。
- 7 認定子ども園は、知事が定める事項に留意して、小学校における教育との連携を図らなければならない。

(職員の資質向上等)

第7条 認定子ども園は、知事が定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業)

第8条 認定子ども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、知事が定める事項に留意しなければならない。

2 子育て支援事業には、教育・保育相談事業（地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって文部科学省令・厚生労働省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）が含まれていなければならない。

3 教育・保育相談事業は、原則として、認定子ども園のすべての開園日において実施されなければならない。

(管理運営等)

第9条 認定子ども園には、教育及び保育並びに子育て支援の機能を一体的に提供するため、認定子ども園の長1人を置かななければならない。

この場合において、幼保連携型認定子ども園又は第2条第3項第2号に該当する幼稚園型認定子ども園においては、当該認定子ども園を構成する幼稚園又は保育所等の長は、認定子ども園の長を兼ねることができる。

2 認定子ども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、認定子ども園の長が定めなければならない。

3 認定子ども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。

4 認定子ども園は、保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、情報の開示に努めなければならない。

5 認定子ども園は、障害のある子どもその他の特別の配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、当該認定子ども園に入園する子どもを公正な方法で選考しなければならない。この場合においては、関係する地方公共団体との連携を図り、特別の配慮を要する子どもの受入れに支障を生じないよう適切に配慮しなければならない。

6 認定子ども園は、子どもの健康及び安全を確保するための体制並びに事故等が発生した場合の補償の体制を整備しなければならない。

7 認定子ども園は、子どもの視点に立って、教育及び保育の内容等について自ら又は第三者による評価を行い、その結果の公表等を通じて、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。